

総会のご案内

一般社団法人青森県作業療法士会

1. 第17回総会のご案内

期 日：2023年6月3日（土）13:30～14:30

会 場：弘前市民会館 大会議室（〒036-8356 弘前市大字下白銀町1番地6）

2. 総会とは

総会は本会の最高決議の場です。

今年度からは代議員制^{※1}が導入され、先に選出された代議員（社員）による総会^{※2}が開催されます。正会員のご意見等は、各ブロックのいずれかの代議員（議案書 資料2）にお伝えください。

総会の開会には、代議員（社員）の過半数（総会出席者数と提出された「出欠連絡票 兼 議決権行使書 兼 委任状」との合計数）の出席が必要です。

※1：代議員制

一般社団法人の社員総会では、決算の承認や役員の選任、定款変更などの重要な事項を決議します。この社員総会は、社員の過半数が出席することで開催されますが、決議内容によっては、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決議を行う必要があります。正会員数が多い一般社団法人では、全正会員を集めて社員総会を開催すること自体が困難です。このような場合、構成員およびその中から「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員」を定める規定を定款に設けることにより、法人の合理的な意思決定を実現することが可能であると解釈されています。つまり、本会の正会員の中から「代議員」を選び、その代議員が一般法人法上の社員となり社員総会の構成員となることが「代議員制」です。本会では、2022年度に開催された第16回総会において、代議員制の導入を決定しました。

※2：代議員と総会について（定款より）

第14条 当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員は、概ね正会員30人の中から1人の割合をもってブロックごとに選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。

第17条 社員総会は全ての社員をもって構成する。

3. 議決権の行使方法

代議員が議決権を行使するには以下の方法があります。

- ・総会に出席して議決権を行使する。
- ・書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使する。
- ・総会に出席する代議員を代理人として議決権を行使する。

4. 総会出席の際の注意点

- 1) 総会には本会の代議員しか出席できません。
- 2) 出席の際には、運営委員の案内に従って開会時間までにご入場ください。
- 3) 総会開会後は途中入場できません。必ず開会時間までにご入場ください。
- 4) 総会開会後は途中退場できません。閉会までご着席ください。